鹿児島県の最低賃金

確認OK？ 最低賃金　働く人も、雇う人も、忘れずに。

地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県 最低賃金	1,090円 令和8年10月24日までは1,026円です。	令和8年 10月25日	鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	適用範囲
自動車（新車）小売業	令和8年度は改正がありません。 このため、**令和8年10月25日から鹿児島県最低賃金1,090円**以上の支払いが必要となります。 ※ 令和8年10月24日までは特定最低賃金1,048円（18歳未満又は65歳以上の者、雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの、清掃又は片付けの業務に主として従事する者は鹿児島県最低賃金1,026円）が適用されます。
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	令和8年度は改正がありません。 このため、**令和8年10月25日から鹿児島県最低賃金1,090円**以上の支払いが必要となります。
百貨店，総合スーパー	

● 特定最低賃金（産業別最低賃金）の業種分類は日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいたものです。

最低賃金には次の賃金は算入されません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に関するお問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室　099-223-8278
川内労働基準監督署　0996-22-3225
加治木労働基準監督署　0995-63-2035
鹿児島労働基準監督署　099-214-9175
鹿屋労働基準監督署　0994-43-3385
名瀬労働基準監督署　0997-52-0574

中小企業・小規模事業者への支援

最低賃金特設サイト 検索　賃金引き上げ特設ページ 検索

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成します。

【お問い合わせ先】 鹿児島労働局雇用環境・均等室　099-222-8446

働き方改革・賃金引上げに関するワンストップ相談窓口

生産性の向上などの経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などのご相談などについて、中小企業庁が実施する支援事業と連携して、ワン・ストップで対応する相談窓口を開設しています。

鹿児島働き方改革推進支援センター　0120-380-436

厚生労働省
鹿児島労働局
〒892-8535　鹿児島市山下町13-21　鹿児島合同庁舎2階
電話 099-223-8278（賃金室）

R8.9